平成２９年（フ）第１８６号
滋賀県東近江市八日市東浜町５番33―３号
債務者　中村　公彦
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山　郁雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第３１号
大阪府堺市南区原山台１丁７番　12棟403号室、申立時の住所大阪府和泉市いぶき野３丁目５番11―804号
債務者　二井　啓文
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
兵庫県姫路市飾磨区西浜町２丁目62番地２　プラムハイツ101、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区加茂198番地１　ネオハイツ301号
債務者　江口　直友
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１５号
兵庫県姫路市飾磨区西浜町２丁目62番地２　プラムハイツ101、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区加茂198番地１　ネオハイツ301号
債務者　江口　香澄
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０１７号
広島市西区己斐上３丁目18番32号
債務者　リフォーム品川こと　品川　賢二
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２号
広島市西区古江東町18番51―102号　Ａ棟
債務者　出木谷淳子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４号
高知県南国市大埔甲2417番地41
債務者　笹山　浩一
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　章雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３８４号
大分市高松東３丁目５番10号（ふじさわハイランド原川302）
債務者　後藤　広美
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永澤　史貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５号
群馬県沼田市薄根町3318番地15
債務者　**楠**詰　文司
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　憲司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第２６７９号
横浜市青葉区さつきが丘22番地２　フレンドポート十日市場402
債務者　葛西　利至
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　眞也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０号
兵庫県姫路市打越1339番地、従前の住所兵庫県姫路市御立西１丁目16番30号
債務者　中川　　治
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３７５号
盛岡市黒川22地割25番地２　グランドール黒川103号
債務者　室月　　登
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３７６号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅６地割348番地６　藤田方、住民票上の住所盛岡市黒川22地割25番地２　グランドール黒川103号
債務者　室月　紀子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４１８号
盛岡市仙北３丁目15番22号　ジュネス204号
債務者　米澤　豪範
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２１号
盛岡市高松４丁目１番３号　コーポゆきみ201号、旧住所盛岡市加賀野４丁目８番27号　幸陽荘101号
債務者　植野　一広
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第４号
埼玉県入間市大字下藤沢970番地15　マシオーレ102
債務者　青木　和子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５８１号
相模原市中央区陽光台２丁目16番６号　サンハイム102
債務者　田代　愛実
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部